

倉吉市告示第135号

平成29年度から平成31年度までの間において市が発注する製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。）並びに物品の賃貸に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「規則」という。）第103条第3項前段（規則第117条において準用する場合を含む。）の規定により、その申請の方法、決定の手続等とともに次のとおり定めたので、同項後段（規則第117条において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年11月16日

倉吉市長 石田 耕太郎



1 入札参加資格

入札参加資格を得ようとする者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項及び規則第103条第1項から第3項までの規定による資格のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に、個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (2) 県内に本店を有する事業所にあっては、2(1)サに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。
- (3) 次に掲げる事項に基づいて、総合的に経営が安定していると認められること。
 - ア 2の申請を行う日（以下「申請日」という。）までの営業年数
 - イ 申請日の直前の営業年度に係る決算における1年間の売上高
 - ウ 資本金の額
 - エ 申請日における従業員の数
 - オ その他経営状況
- (4) 営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合においては、当該許可、認可等を受けている者であること。
- (5) 申請日において、継続して過去1年以上その営業を行っている者であること。
- (6) 倉吉市暴力団等排除条例（平成24年倉吉市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団員並びに条例第2条第1号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等を役員又は支店若しくは営業所の代表者等としている法人でないこと。
- (7) 2(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

2 申請の方法

- (1) 提出書類 入札参加資格を得ようとする者は、倉吉市物品・役務等入札参加資格審査申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ア 営業種目申請書及び営業実績書（様式第2号）
- イ 委任状（様式第3号）（入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領等の事務（以下「契約事務」という。）を委任する場合に限る。）
- ウ 使用印鑑届（様式第4号）（契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。）
- エ 市税の納付状況に係る確認についての同意書兼誓約書（様式第5号）
- オ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第6号）
- カ 法人にあっては、商業登記簿謄本又は登記事項証明書（申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。）、個人にあっては、代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書（いずれも申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- ク 決算書（申請日直前に決算が行われた営業年度に係るものに限る。）の写し
- ケ 営業に関し、許可、認可等を必要とする業種にあっては、当該許可、認可等を受けていることを証する書面の写し
- コ 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書の写し（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）。個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないことを証する納税証明書の写し（第9号書式その3の2）（いずれも申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- サ 鳥取労働局が発行する労働保険料納付証明書（申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。）

(2) 提出の期間及び時間

平成28年12月1日（木）から平成29年1月13日（金）までの日（倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、当該期間を経過した後においても、随時受け付けることとする。

- ## (3) 提出方法
- (4)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。この場合において、郵便又は信書便により提出するときは、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとし、(2)本文の期間に係るものとして受け付けるものは平成29年1月13日（金）の午後5時15分までに到着したのものに限る。

(4) 提出先

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地
鳥取県倉吉市会計課出納係（電話 0858-22-8154）

3 入札参加資格の決定

2の申請の内容を審査し、1の要件を具備すると認める場合は、当該申請を行った者を入札参加資格を有する者（以下「入札参加有資格者」という。）として決定する。

4 入札参加資格の審査結果の通知等

- (1) 入札参加資格の審査の結果は、入札参加有資格者とならなかった者に、その旨の通知をし、入札参加有資格者となった者には、通知をしない。
- (2) 入札参加有資格者は、倉吉市物品・役務等入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」

という。)に登録する。なお、この入札参加資格者名簿は、一般の者が閲覧できるものとする。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、平成29年4月1日(土)から平成32年3月31日(火)までとする。ただし、2(2)のただし書により申請を受け付けた者(以下「随時申請者」という。)にあっては、入札参加資格者名簿に登録された日から平成32年3月31日(火)までとする。この場合において、随時申請者に係る入札参加資格の決定手続は、原則として、平成29年3月31日以前に申請を受け付けたものにあつては平成29年4月末日までに、平成29年4月1日以後に申請を受け付けたものにあつては、申請を受け付けた日の属する月の翌月の末日までに、それぞれ行うものとする。

6 登録・申請事項の変更

入札参加有資格者又は入札参加資格の申請をしている者で、登録されている事項又は申請している事項に変更があつた場合は、別に定める書類を添付のうえ倉吉市物品・役務等資格審査申請事項変更届(様式第7号)を提出しなければならない。

7 入札参加有資格者の取消し等

市は、4(2)の登録の後に入札参加有資格者が1の要件のいずれかを具備しないと認めるときは、当該入札参加有資格者に係る入札参加資格の決定を、取り消すことができる。この場合において、市は、この取消しについて、当該入札参加有資格者に通知するものとする。